証券コード547A

MUNINOVA

臨時株主総会
招集ご通知

日 時

2026年６月23日（火曜日）
開会　午前10時（開場　午前９時）

場 所

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
本社３階ホール

決議事項

議案　監査等委員である取締役１名選任の件

【株主様向け会社説明会開催のお知らせ】
株主総会終了後に、株主様向け会社説明会を開催いたします。

郵送及びインターネット等による議決権行使期限
2026年６月22日（月曜日）午後６時まで

ムニノバホールディングス株式会社

(証券コード 547A)
2026年６月１日
（電子提供措置の開始日2026年５月29日）

株　主　各　位

京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1

ムニノバホールディングス株式会社

代表取締役社長　福 田 光 秀

臨時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本臨時株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト
https://www.muninova.co.jp/ir/investor/stock/meeting.html

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

※東京証券取引所ウェブサイトについては、銘柄名に「ムニノバホールディングス」又はコードに「547A」を入力及び検索いただき、「基本情報」、「縦覧書類/ＰＲ情報」を選択の上、当社株主総会招集ご通知をご覧ください。

お手数ながら、電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討いただき、「議決権行使についてのご案内」及び「インターネット等による議決権行使について」に従って、2026年６月22日（月曜日）午後６時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬　具

記

1. 日　　時　2026年６月23日（火曜日）午前10時

2. 場　　所　京都市下京区烏丸通五条上る高砂町381-1
本社３階ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 目的事項

決 議 事 項

議案　監査等委員である取締役１名選任の件

4. インターネット上の当社ウェブサイトでの開示

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

以　上

議決権行使についてのご案内

議決権行使は、以下の方法がございます。電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

●株主総会にご出席の場合



日　時　**2026年 6 月 23 日（火曜日）午前 10 時（受付開始：午前９時）**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください（ご捺印は不要です）。

●郵送による行使の場合



行使期限　**2026年 6 月 22 日（月曜日）午後 6 時到着分まで**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示の上、切手を貼らずにご投函ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

●インターネット等による行使の場合

行使期限　**2026年 6 月 22 日（月曜日）午後 6 時入力分まで**



当社の指定する議決権行使ウェブサイトにアクセスしていただき、行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】https://www.web54.net

詳細は次ページをご覧ください

●議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。

●議決権を電磁的方法（インターネット等）により複数回行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

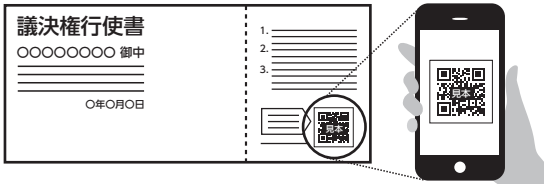
インターネット等による議決権行使について

行使期限	2026年６月22日（月曜日）午後６時入力分まで

QRコードを読み取る方法「スマート行使」

議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが右記の「議決権行使コード・パスワードを入力する方法」により、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願い致します。

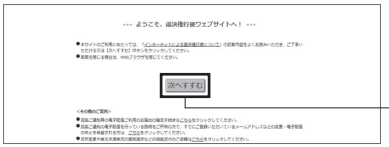
※QRコードを再度読み取っていただくと、右記の議決権行使ウェブサイトにアクセスできます。

※QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

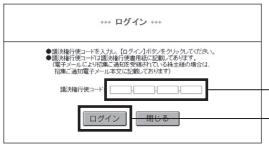
議決権行使ウェブサイト https://www.web54.net

1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

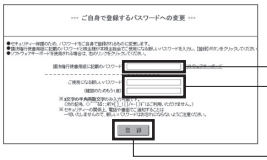
2 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

3 議決権行使書用紙の裏面左下に記載された「パスワード」をご入力ください。



「初期パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使に関するご不明な点につきましては、右記にお問い合わせください。	三井住友信託銀行 証券代行 ウェブサポート専用ダイヤル 0120-652-031 受付時間：午前９時～午後９時

議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本総会につき、株式会社ＩＣＪの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

株主総会参考書類

議案　監査等委員である取締役１名選任の件

現任の監査等委員である取締役堤貴也氏は、本臨時株主総会の終結の時をもって辞任する予定であります。

つきましては、新たに監査等委員である取締役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

島谷（しまたに）　宗孝（むねたか）

新任　社内

■ **生年月日**
1969年６月20日生

■ **所有する当社株式の数**
72,900株

■ **略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況**

1989 年 11月	アイフル株式会社入社
2006 年 ４月	同社北海道・東北営業部長
2007 年 ４月	同社法務部長
2012 年 ７月	同社東日本営業部長
2017 年 ４月	同社内部監査部長
2019 年 ４月	同社総務部長
2026 年 １月	同社経営企画部付部長
2026 年 ４月	当社監査等委員会室長（現任）

監査等委員である取締役候補者とした理由

島谷宗孝氏は、アイフル株式会社北海道・東北営業部、東日本営業部、法務部、内部監査部及び総務部の部長を歴任し、2026年4月からは当社監査等委員会室の室長に就任しております。当社及び当社グループ会社における幅広い経験や知見を今後も監査業務に活かすため、監査等委員である取締役候補者として選任しました。

（注）１．候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

２．当社は、監査等委員である取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。なお、候補者が監査等委員である取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、2026年７月に当該保険契約を更新する予定であります。

ご参考：本臨時株主総会後の取締役(監査等委員含む)のスキル・経験
当社取締役会が果たしていくべき監督機能を継続的に向上させることを目的に、
取締役が保有する多様なスキルをマトリックス化し、以下のとおり開示します。

氏名	地位及び担当	性別	スキル・経験							
			企業経営	法務リスク管理	財務会計	グローバル	人材開発	与信マーケティング	IT デジタル DX	多様性
福田　光秀	代表取締役社長 社長執行役員	男性	○		○	○	○	○	○	○
福田　吉孝	代表取締役会長	男性	○		○		○	○		
増井　啓司	代表取締役 副社長執行役員	男性	○		○			○		
佐藤　正之	取締役 副会長執行役員	男性	○		○	○	○	○	○	
神代　顕彰	取締役 副社長執行役員	男性	○	○	○		○	○	○	○
北澤　綾子	取締役（社外）	女性	○		○	○				○
志村　仁	取締役 監査等委員(社外)	男性		○	○	○				○
島谷　宗孝	取締役 監査等委員	男性		○						
鈴木　治一	取締役 監査等委員(社外)	男性		○						○
前田 真一郎	取締役 監査等委員(社外)	男性		○	○	○				○

（注）1.「企業経営」の項目は当社及び他社において、業務執行取締役の経験、又は、企業経営に関する専門的な知見が求められる業務経験が１年以上あることを表しています。
2.「企業経営」以外の項目は、当社及び他社において、当該事業分野の部門長以上（又はそれに準ずる役職）の経験が１年以上あることを表しています。

スキル項目		説明
	企業経営	自社（子会社含む）及び他社において、業務執行取締役に就任したことがある、又は、企業経営に関する専門的な知見が求められる業務を経験し、企業経営について知見・経験を有すると認められる者。
	法務 リスク管理	法律・リスクマネジメントに関する高い専門性を有する者。又は、弁護士資格を有しており、法律・コンプライアンスに関して、知見・経験を有すると認められる者。
	財務会計	財務・会計に関する専門性を有する者。又は、税理士資格やアナリスト経験を有しており、財務・会計に関して、知見・経験を有すると認められる者。
	グローバル	海外事業展開の経験、海外子会社の役員経験、又は海外赴任の経験があり、グローバル環境でのマネジメントの知見・経験を有すると認められる者。
	人材開発	人事労務に関する専門性を有し、経営資源である社員の適正配置、人材育成、ダイバーシティ、働き方等に関する知見・経験を有すると認められる者。
	与信 マーケティング	金融の本質である「与信」の専門的知識・経験を有し、データ分析に基づくマーケティングにより、利益の最大化に貢献できる知見・経験を有すると認められる者。
	ITデジタル DX	ITデジタル分野・DX・情報システムに関する専門的知識を有し、新たなサービス提供や事業構造を改革し、利益の最大化に貢献できる知見・経験を有すると認められる者。
	多様性	学識（弁護士資格・博士号など）、官公庁の重要ポスト、性別、国際性など、社内の常識や経験だけにとらわれない多様なバックグラウンドにより、アイフルグループのイノベーションに寄与する知見・経験を有すると認められる者。

（ご参考）

「当社の社外役員の独立性に関する基準」

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しており、独立社外取締役の基準を以下のとおり定めております。

1.以下のいずれにも該当しない場合、かつ、それ以外の事情で恒常的に実質的な利益相反が生じるおそれのない人物である場合、当社は、当社に対する十分な独立性を有する者と判断する。

（1）当社及び当社子会社（以下「当社グループ」という。）の業務執行取締役等※１である者、かつ、その就任の前10年間において（但し、その就任の前10年内のいずれかの時において当社グループの非業務執行取締役※２又は監査役であったことがある者にあっては、それらの役職への就任の前10年間において）当社グループの業務執行取締役等であった者

（2）当社の現在の主要株主※３又は当該主要株主が法人である場合には最近５年間において当該主要株主又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、理事、執行役員又は支配人その他の使用人である者(あった者)

（3）当社が現在、主要株主※３である会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者

（4）当社グループを主要取引先※４とする者(あった者)又はその親会社若しくは重要な子会社又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者(あった者)

（5）当社の主要取引先※４である者(あった者)又はその親会社若しくは重要な子会社、又はそれらの者が会社である場合における当該会社の業務執行取締役、執行役、執行役員若しくは支配人その他の使用人である者(あった者)

（6）当社グループから一定額※５を超える寄付又は助成を受けている組織（例えば、公益財団法人、公益社団法人、非営利法人等）の理事（業務執行に当たる者に限る。）その他の業務執行者（当該組織の業務を執行する役員、社員又は使用人をいう。）である者

（7）当社グループから取締役（常勤・非常勤を問わない）を受け入れている会社又はその親会社若しくは子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役又は執行役員である者

（8）当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性がない程度に依存している金融機関その他の大口債権者（以下「大口債権者等」という。）又は直近３年間において当該大口債権者等又はその親会社若しくは重要な子会社の取締役、監査役、会計参与、執行役、執行役員又は支配人その他の使用人である者(あった者)

（9）現在、当社グループの会計監査人又は監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー又は従業員である者又は最近３年間において当社グループの会計監査人又は監査法人若しくは税理士法人の社員、パートナー又は従業員であって、当社グループの監査業務を実際に担当（但し、補助的関与は除く。）していた者（現在退職又は退所している者を含む。）

（10）上記（9）に該当しない弁護士、公認会計士又は税理士その他のコンサルタントであって、（イ）役員報酬以外に当社グループから過去３年間の平均で年間1,000万円以上の金銭その他の財産上の利益を得ている者又は（ロ）当社グループを主要な取引先とするファーム（過去３事業年度の平均で、そのファームの連結総売上高の２％以上の支払いを当社グループから受けたファーム。）の社員、パートナー、アソシエイト又は従業員である者

（11）上記（1）から（10）のいずれかの者の近親者※６である者

2. 上記１．のいずれかに該当する者であっても、当該人物の人格、識見等に照らし、当社の独立取締役としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物が会社法上の社外取締役の要件を充足しており、かつ、当該人物が当社の独立取締役としてふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を当社の独立取締役とすることができる。

※1「業務執行取締役等」とは、業務執行取締役又は執行役員、支配人その他の使用人をいう

※2「非業務執行取締役」とは、業務執行取締役に該当しない取締役をいう

※3「主要株主」とは、議決権所有割合10％以上の株主をいう

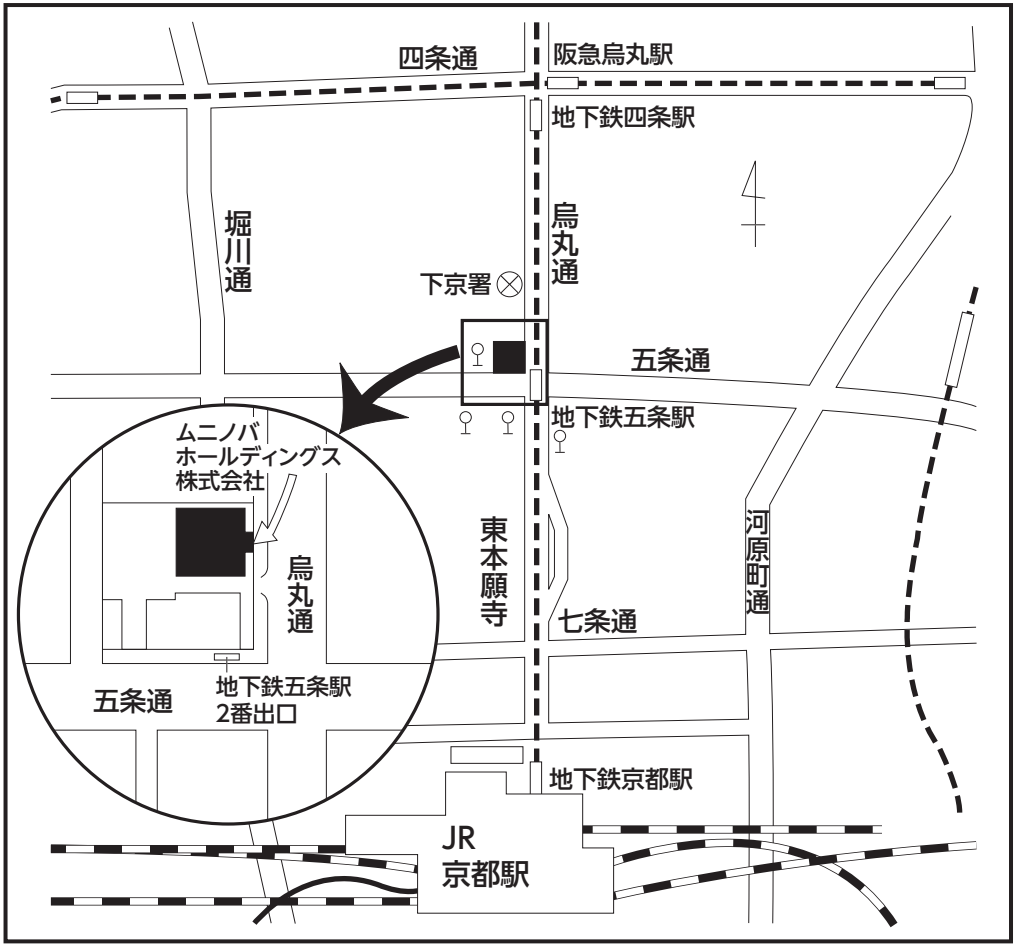
※4「主要取引先」とは、その者の直近事業年度における年間連結売上高の２％以上の支払を、直近事業年度又は直近事業年度に先行する３事業年度において当社グループから受けた者（当社グループを主要取引先とする者）、当社の直近事業年度における年間総売上高の２％以上の支払を直近事業年度又は直近事業年度に先行する３事業年度において行っている者（当社グループの主要取引先）をいう

※5「一定額」とは過去３事業年度の平均で年間1,000万円又は当該組織の平均年間総費用の30％のいずれか大きい額をいう

※6「近親者」とは配偶者又は二親等内の親族をいう、但し１．（１）は最近５年間迄に該当する者を対象とする

以　上

株主総会会場ご案内図



交 通
- ＪＲ京都駅より、地下鉄烏丸線「京都」→「五条」約２分
- 阪急烏丸駅より、地下鉄烏丸線「四条」→「五条」約１分
- 地下鉄烏丸線「五条」２番出口より徒歩約１分
 バス「烏丸五条」より徒歩約１分

※お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。

UD FONT